

○防衛省告示第二百二十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和八年四月二十四日次のとおり決定された。

令和八年四月二十八日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	沖縄県国頭郡宜野座村		水域…約六三、〇〇〇平方メートル（工事期間中）
				水域…約一平方メートル（工事完了後）

宜野座村が灯標の撤去、設置のため共同使用する。

使用期間…当該水域の返還の日まで

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

二〇〇一 三沢飛行場 三沢市 国有 建物…約一、六〇〇平方メートル

工作物…水道等

管理棟等として追加提供する。

五一二七 鹿屋飛行場 鹿屋市 国有 土地…約二四、〇〇〇平方メートル

建物…約四九、〇〇〇平方メートル

工作物…洗機場等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年四月二十七日から同
月二十八日までの間

海上自衛隊鹿屋航空基地の施設の一部を
、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施
設及び区域として提供する。提供期間中
は、地位協定の関連ある条項が適用され
る。

六〇三七 嘉手納飛行場

沖縄県中頭郡北谷町 国有

建物…約五、一〇〇平方メートル

工作物…屋根付駐車場等

家族住宅として追加提供する。

◎新規提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

六〇九六 宮古島駐屯地

宮古島市

国有

土地…約五〇〇平方メートル

建物…約一、七〇〇平方メートル

工作物…囲障等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和八年五月十七日から同月二十日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊宮古島駐屯地の施設の一部を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

設及び区域として提供する。提供期間中

は、地位協定の関連ある条項が適用され

六〇九六 宮古島駐屯地

宮古島市

国有

る。

建物…約一、三〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和八年五月十七日から同月二十日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊保良訓練場の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は

、地位協定の関連ある条項が適用される

